

お知らせ

インフルエンザ罹患の届出書について

インフルエンザに罹患した場合、重要事項では治癒証明を提出となっていましたが、令和4年11月8日に厚労省から都道府県自治体へ季節性インフルエンザについて連絡がありました。

それを見て、年度途中ではありますが保護者様の負担軽減と副次的な病気罹患を考慮して当保育園でも下記のように変更いたします。

尚、本来ならば重要事項の変更に伴い同意書を取り交わすのですが、新年度に新重要事項配布と同意書の提出でご了承ください。

| | | |
|-----|--------------------------------|---|
| 変更前 | 罹患した時・完治した時 → 2回受診する。 | 医師の診断を経て治癒証明を 書いてもらう。 → 保育園へ提出 |
| 変更後 | 罹患したときのみ受診する。 ※ 検査状況は医師の判断。 | 発症時から検温測定を記録し 保護者が保育園の書式 「インフルエンザ罹患報告書」 を記入して提出。 |